

Title	ゴルバチョフ対日「新思考」外交の軌跡と評価
Sub Title	The evolution and evaluation of Gorbachev's policy toward Japan
Author	斎藤, 元秀(Saito, Motohide)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.2 (1992. 2) ,p.207- 227
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	神谷不二教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920228-0207

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ゴルバチョフ対日「新思考」外交の軌跡と評価

齋藤元秀

緒言

一、低い優先順位

二、反省

三、ゴルバチョフ訪日への助走

四、激動のなかでの訪日

結語

緒言

多少誇張して言えば、第二次世界大戦後のソ連の対日政策は失敗の連続であったと評することができる⁽¹⁾。一九五一年、スターリンがグロムイコ外務次官をサンフランシスコ講和会議に派遣したものの対日講和条約に調印することを拒否した結果、日ソ平和条約締結の最大障害というべき北方領土問題が発生した。一九五六年、フルシチョフは日

本との間に外交関係を復活させることに成功したものの、日本側に四島返還要求の余地を残した日ソ共同宣言の調印を許した。一九六〇年初頭、日米安保条約改定を逆手にとってソ連は、日ソ共同宣言において約束された齒舞・色丹の返還を拒否する態度に出たが、こうした国際法を踏みこじるソ連の行為は、我が国民の反発を招いた。一九七〇年代、ブレジネフのソ連は日中正常化や日中平和条約締結を阻止しようと尽力したが、軍事力にものを言わせた高圧的なクレムリンの対日姿勢は日本の対中接近を阻むことは出来なかった。

本稿の主たる目的は、一九八五年三月のゴルバチョフ政権発足から一九九一年四月のゴルバチョフ大統領訪日までソ連対日「新思考」外交の曲がりくねった軌跡を分析、評価するところにある。とりわけ、以下の四点を明らかにしたい。(1)ゴルバチョフの「新思考」外交において我が国に対していかなるプライオリティーが付与されていたか。(2)ゴルバチョフ政権の対日接近政策本格化のターニングポイントとは、通常よく言われているように一九八六年のウラジオストク演説に果たして求められるのか。(3)一九九一年のゴルバチョフ大統領の訪日に関するソ連の政策は、誰によって、また、いかなるプロセスを経て決定されたのか。(4)同大統領の訪日は、戦後ソ連対日政策の更なる失敗の実例に過ぎないと評定すべきなのか。

一、低い優先順位

一九八七年七月、ソ連科学アカデミー付属世界経済国際関係研究所（IMEMO）の招請によって訪ソし、ゴルバチョフ書記長と膝詰め会談をした中曽根元首相は、ゴルバチョフが北方領土が三島なのか、四島なのかをソ連側の出席者に尋ねていたようであり、書記長のところまでこの問題がまだ持ち上がっていないとの印象を受けたという。²⁾ゴルバチョフ政権発足以来何度かゴルバチョフ書記長来日のニュースが我が国でとりざたされたが、中曽根元首相の指摘

は、ゴルバチョフが八七年夏の時点まで対日関係打開を真剣に考えていなかったことを、証左していると見て良いであろう。新政権が発足した八五年春から中曽根訪ソの八七年夏までのゴルバチョフの対日外交の主な動きを追ってみよう。

ゴルバチョフ時代の日ソ対話時代の幕は、一九八五年三月、チュルネンコ書記長の葬儀に参加した中曽根首相がゴルバチョフ新書記長と個別会見した際に切って落された。席上、ゴルバチョフ新書記長は、様々な分野において日本と相互互恵の関係を発展させる用意があると述べ、日ソ関係改善の必要性を強調した。⁽³⁾日ソ首脳が公式に会見したのは一九七三年の田中稜ブレジネフ会談以来一二年ぶりのことであった。ゴルバチョフが軍事力にものを言わせた高圧的なブレジネフ政権の対日「対決路線」をあらため「対話路線」を採用したのは、否定し難い事実であった。

ブレジネフⅡグロムイコ時代に、再三にわたる日本側要請にもかかわらずソ連外相訪日を長年拒否していた姿勢を翻し、ゴルバチョフ政権は八六年一月にシェワルナゼ新外相を日本に派遣し、微笑外交を展開し始めた。その結果日ソ外相定期協議が八年ぶりに再開された。同年夏には日ソ関係冷却化の余波を受け一九七六年以来久しく途絶えていた日本人の北方墓参再開を許したり、高圧的で評判の悪かったアブラシモフに変え、ソ連外務省指折りの日本通ソロビョフを駐日大使として送り込むなど、対日関係修復に一段と力を入れた。そして、ウラジオストク演説（八六年七月）でゴルバチョフ書記長は、「日本は第一級の経済力を持つ国家である」と言及。インドネシアの『ムルデカ』紙上（八七年七月）で「世界政治でますます顕著な役割を果たしつつある注目すべき国」と規定し、さらに第二七回党大会で米西欧と並ぶ帝国主義の「三大センターの一つ」と日本をクスぐったいほど持ち上げた。⁽⁴⁾確かにゴルバチョフ政権発足以来日ソ間のパイプは太くなった。だが、かかる一連の動きにもかかわらず、日ソ関係打開にむけての抜本的な政策は、ソ連側より依然として打ち出されなかった点は留意されてしかるべきである。

ゴルバチョフの進める「新思考」外交のトッププライオリティーは、当初対欧米関係の打開——これは八七年一

二月のINF全廃条約締結となつて実現——に置かれ、アジアにおいてはアフガニスタン問題の早期解決および中ソ関係正常化の実現に力点が置かれていたのであった。アフガニスタン問題は、八八年四月のアフガニスタン和平協定調印をもつて解決し、中ソ関係正常化への模索はウラジオストク演説を契機に本格化していったのであるが、ゴルバチョフのソ連のアジア外交において、中国がいかに重要な存在であるかという点は、アジア担当外務次官のカピツアヤロガチョフが中国専門家であったという点から、証左が可能である。また、ゴルバチョフ書記長就任演説やウラジオストク演説などからも、ゴルバチョフが中ソ関係正常化にいかん執念を燃やしたか、読み取ることが出来る。

ゴルバチョフの中ソ関係正常化にかける熱情は、八九年五月の彼自身による歴史的訪中となつて結実した。しかるに、中ソ関係正常化以後も我が国との抜本的関係改善に向け、ゴルバチョフはなかなか乗り出そうとはしなかった。長きにわたつて、ゴルバチョフのアジア外交における我が国の優先順位は低く、北方領土問題存在の結果、日本は「対話しにくい極東の隣国」(サルキソフ東洋学研究所副所長兼日本センター長)として捉えられ続けられたといつて過言ではあるまい。ゴルバチョフのソ連の目に、日本は中国よりもそして韓国よりも遠い隣国と映っていたのであった。

二、反 省

ゴルバチョフのアジア外交を子細に検討して行くと、八八年夏から秋にかけて一つの転換点があったことが判明する。ソ連外務省発行の『国際生活』八八年六月号は、「ウラジオストク提案——その二年後」という論題で、座談会が開かれたことを伝えた。⁽⁵⁾ 座談会には、ロガチョフ外務次官の他IMEEMO、東洋学研究所、極東研究所、米加研究所などから著名な学者が参加し、ゴルバチョフのウラジオストク演説から二年も経つというのに、何故にソ連のアジア太平洋地域政策が成果をあげ得ずにいるのか、検討が加えられた。日ソ関係に限定して言えば、関係発展の三大障

害として、(1)北方領土問題、(2)ソ連の脅威、(3)日米安保が指摘され、日ソ関係打開のためソ連側が行動を起こす必要があることが指摘された。

この座談会での討論を踏まえ、同年九月一六日、ソウルオリンピック開催前日という世界の耳目がアジアに集まる絶好のタイミングをとらえ、ゴルバチョフ書記長はクラスノヤルスクで演説を行ない、(1)中ソ首脳会談早期実現、(2)ソ韓経済関係樹立、(3)日ソ経済関係発展、(4)アジア太平洋地域における軍縮などを、訴えたのであった。⁽⁶⁾日ソ関係に関して言えば、クラスノヤルスク演説ではウラジオストク演説より詳しく言及がなされたが、日ソ平和条約締結の障害たる北方領土問題については直接言及されなかった。要するにクラスノヤルスク演説の主眼は(1)と(2)にあって、(3)には緊急課題としての力点が必ずしも置かれていなかったといっても間違いあるまい。とはいえ、同月末のソ連共産党中央委員会緊急総会において、党機構の大幅な改編および人事異動が実施された点は看過すべきではない。ゴルバチョフの対日「新思考」外交を考察する上で注目すべきは、この改革でソ連共産党国際部が廃止され、ソ連の対日政策形成に長年強力な影響力を保持していたと見られたソ連共産党中央委員会国際部副部長で保守派のコワレンコが、東洋学研究所顧問という閑職に追い出されたことである。また、国際政策委員会が創設され、その議長にゴルバチョフの側近ヤコブレフ政治局員兼書記が就任し、党の外交政策責任者になった。⁽⁷⁾八五年七月、グロムイコは外相の座を改革派のシェワルナゼに譲ることを既に余儀なくされているが、コワレンコとグロムイコの引退により多年にわたりソ連の「旧思考」外交、すなわち対日強硬路線を演出してきた二人の役者が表舞台から姿を消すことになった。

爾後、ゴルバチョフの対日「新思考」外交は、新たな動きを見せることになる。上記座談会で指摘された対日関係三大障害のうちまず、北方領土問題について言えば、八八年一二月のシェワルナゼ外相の二度目の来日の際、外務次官級の日ソ平和条約作業委員会を常設させることについて、日ソ両国間で合意が取り付けられた。ゴルバチョフ政権は発足以来北方領土問題は解決済みとの歴代ソ連政府の態度を公式的に貫きつつも、他方で日本側が北方領土問題を

取り上げることは構わないとの姿勢を新たに打ち出してきたわけであるが、八八年冬、平和条約作業委員会設置に同意したことによって北方領土問題を審議する公的なメカニズムが戦後始めて両国間において設けられたことになった。ソ連外務省ルキン太平洋・東南アジア諸国局長によれば、同作業委員会設置は同省によってかなり以前より検討されていたという。⁽⁸⁾新関欣哉元駐ソ大使は同作業委員会の設置をもって、ゴルバチョフの「新思考」外交が我が国にもいよいよ及んだとの解釈をされておられる。ちなみに記しておけば、中ソ国境問題についての審議は、中ソ外務次官級作業委員会が設立されそこでツメの交渉が行なわれた結果、一九九一年五月東部国境に関する条約が締結された。なお、同条約では懸案だったヘイシアズ島(大ウスリー島)の帰属問題は先送りされ、ソ連の支配下に置かれ続けられることになった。

日ソ関係第二発展阻害要因と右記座談会で指摘された日本に対するソ連の脅威の除去の問題に関しては、ゴルバチョフ政権発足時以来とられたソフトな対日姿勢の他、暫くの間特に目立った手は打たれなかった。ゴルバチョフのソ連は、アフガニスタンからの撤退、中ソ国境地帯における陸上兵力削減、モンゴルからの撤退などを矢継早やに実施していった。しかしながら、オホーツク海および北方領土をふくむ日本周辺に配備された極東ソ連軍については、実質的な削減は行なわれなかったのである。ソ連側は同地域に配備されたソ連軍は小規模でありきわめて防衛的であることを繰り返し強調し正当化に努めた。我が国におけるソ連の脅威や不信感の除去のため、ソ連がやや動き出したとの印象を与えたのは、一九八九年後半に入ってからのことである。ソ連の提唱のなかには、日ソ間における軍事オペレーターや視察団の交流、軍事データの交換、大規模な軍事演習の相互通報等を骨子とした信頼醸成措置(CBM)の構築、アジア安保会議構想の実現などがあげうるが、日本側から積極的な反応は得られなかった。

座談会で日ソ関係発展の第三の阻害要因として指摘された日米安保条約について述べると、八九年五月、日ソ定期協議のため訪ソした宇野外相に対しシェワルナゼ外相は、日米安保条約は日ソ平和条約締結の障害にはならないと述

べ、容認のシグナルを送った。⁽⁹⁾ 五六年に実現を見た日ソ国交正常化交渉がロンドンで開始される前にも、ソ連側は日米安保条約を容認する、との一連のシグナルを我が国に対し発信したことがある。⁽¹⁰⁾ この事例が端的に物語っているように、ソ連は対日接近を図る際日米安保体制への批判をトーン・ダウンさせるといった傾向を持っていた。右記シェワルナゼ発言に関連してさらに指摘すべきは、同外相の発言が六〇年新日米安保条約改定に「反発」してソ連政府が出したいいわゆるグロムイコ書簡を撤回する側面をも、内包していたという点である。この点について、筆者はゴルバチョフの対日外交顧問サルキンソフから確認をとった。⁽¹¹⁾ グロムイコ書簡撤回に踏み切ったということは、ゴルバチョフのソ連政府が五六年の日ソ共同宣言に則って北方領土問題を解決したいとの一つのシナリオを当時持っていたことを、示唆していると言えるであろう。

三、ゴルバチョフ訪日への助走

すでに明らかなようにゴルバチョフのアジア外交のプライオリティーは中ソ関係改善にあつたわけであるが、八九年五月のゴルバチョフ書記長の訪中のと、良く考えられているように、直ちにソ連の対アジア外交の力点が日ソ関係打開の方向に本格的に動いたわけではない。この点は、ゴルバチョフ訪中直前に行なわれたゴルバチョフ「宇野会談（同年五月五日）」の席上、尖閣列島方式による北方領土問題解決を日本側に持ちかけるとともに、八六年の安倍外相訪ソ以来再三話題になってきたゴルバチョフ書記長の訪日を八九年内は見送りたい、とゴルバチョフ自身語ったことからも証左される。⁽¹²⁾ その当時、ゴルバチョフ書記長は東欧問題、民族問題、ソ連国内経済建て直しに忙殺されており、日ソ関係打開にまで手が回らなかつたのである。

さて、八九年九月、国連総会出席のためニューヨークに滞在中、中山外相と会談したシェワルナゼ外相は、九一年

対話・協力を進めることを「第三の道」は意味していた。⁽¹⁴⁾つまり、北方領土返還なき日ソ関係改善である。ポストII海部を狙う自民党実力者の政治的野心を巧みに計算に入れた、ヤコブレフの「揺さ振り戦術」がいかに効果的であったかは、金丸自民党元副総理の二島返還発言、北方領土問題解決を事実上棚上げにして日ソ協力すべしとの小沢幹事長の主張ならびに自民党安倍訪ソ団の八項目にわたる日ソ関係打開案等が、ヤコブレフ帰国後次々と出てきたことから明らかであろう。

かかる「揺さ振り戦術」に並行してゴルバチョフはソ連外務省の機構改革をも進めた。すなわち、ヤコブレフ離日後の九〇年一月、従来太平洋・東南アジア諸国局（初代局長チジョフ）所属の日本部をソ日関係部と日本内外政策部に分割し、陣容強化に努めたのである。前者は北方領土問題等の検討、後者は日本の動向調査分析を担当した。⁽¹⁵⁾さらに、それとあまり時を移さずして、ソ連のシンクタンクのうち対日政策立案に少なからず影響力があると見られていたMEMOのなかに日本・太平洋センターが設置され、七つの対日関係プロジェクトの検討が開始されたと言われるが、こうした一連の動きは、シェワルナゼ訪日ならびにゴルバチョフ訪日にむけソ連側が周到に対日改善策を真剣に準備し始めたことを意味しよう。

民族運動や経済危機の深刻化に対処すべく九〇年春の一党独裁放棄、大統領制導入によって、ゴルバチョフは自らの権限を強化し、事態乗り切りをはかろうとした。ところが、ソ連邦解体が着実に進むなかで出された同年六月のロシア共和国の主権宣言は、対日政策決定をめぐってゴルバチョフ大統領の手足を大きく縛ることになるのである。これまで北方領土問題は基本的に日ソ両国間の問題であったが、ロシア共和国による主権宣言採択によってもはや日ソ両国政府のみで北方領土問題は解決できない新たな時代が到達したことが告げられた。この意味で日ソ関係史上同主権宣言は正しく歴史的な意義を持つ。

ロシア共和国の主権宣言直後モスクワを訪れた木村汎北海道大学教授によれば、MEMO、東洋学研究所などの

日本問題専門家は八月二五日までに北方領土問題、アジア安保問題について報告書を作成し、大統領会議およびソ連外務省に提出するよう指示を受けた。八九年五月の中ソ関係正常化、九〇年六月のゴルバチョフノ・テウ会谈実現後、ゴルバチョフは九一年に予定された自らの訪日に向け、いよいよ本格的に助走し出したと分析して良からう。電撃的な韓ソ国交樹立の実現に関しては、I M E M Oおよび米加研究所の助言がゴルバチョフ大統領の意志決定に大きな影響力をもったと評されている。⁽¹⁶⁾

さらにここで指摘すべきは、同年八月末、ソロビョフ駐日ソ連大使が在北京ソ連大使に転出し、後任にソロビョフと同様に日本通のチジョフ・ソ連外務省太平洋・東南アジア諸国局長がやって来たことである。チジョフは七三年田中IIブレジネフ首脳会谈の際ソ連側通訳を勤めた人物であったが、この人事異動は中国情勢を睨みながら対日政策を押し進めたい、とのゴルバチョフの意向を反映していると考察して良い。⁽¹⁷⁾

さて、前述のヤコブレフに続きゴルバチョフ訪日に向けて第二の露払い役を演じたのは、九〇年九月訪日したシェワルナゼ外相である。海部首相との会谈の席上、シェワルナゼ外相は九一年四月頃訪日したいとのゴルバチョフ大統領の口頭メッセイジを伝えた。シェワルナゼ外相の日本訪問は、来るべきゴルバチョフ訪日を「実のあるものとし、首脳会谈にふさわしい大きな成果をもたらすことができるよう」準備を整えることにその関心があつた。同外相訪日の結果、実務関係七文書がゴルバチョフ大統領訪日の際、調印されることで合意が取り付けられた。実務関係七文書とは、(1)日ソ両国政府間協議に関する文書、(2)チェルノブイリ原発事故克服に関する日ソ協力に関する文書、(3)ペレストロイカへの日本の技術支援に関する文書、(4)貿易支払協定（九一―九五）、(5)沿岸貿易協定（九一―九五）、(6)環境保護の分野における日ソ協力に関する文書、(7)文化交流に関する文書（九一―九二）である。このシェワルナゼ外相の三度目の訪日によって、ゴルバチョフ訪日の際合意される文書の大枠がほぼ決まったといつてよからう。⁽¹⁸⁾

シェワルナゼ外相訪日の際、ソ連が最も希求した日ソ長期経済協力協定ならびに日ソ投資保護協定締結について、

公式の場では、あえて言及がなされなかった。しかるに、同外相が都内ホテルで講演を行なった際には、日本側に「政経不可分の原則」を撤回し、北方領土問題と絡ませることなく経済協力をすべきことを強く説いている。日本政府が「政経不可分の原則」から大きく踏み出そうとしない以上、日ソ長期経済協力協定締結を実現するとすればソ連側は北方領土問題で譲歩せざるをえない。しかしながら、北方領土問題で対日譲歩するとすれば保守派などからの突き上げに直面し、政権基盤の脆弱なゴルバチョフ政府は深刻な危機にさらされる可能性がある。かかるジレンマのなかで、ゴルバチョフ政府は日本から日ソ長期経済協力締結を緊急課題としてではなく、実は長期的課題として位置付けるようになったように思われる。この意味で、シェワルナゼが訪日中といった態度は極めて興味深い。

四、激動のなかでの訪日

ソ連経済建て直しおよび民族問題收拾に追われ対日政策立案に対し時間をなかなか取れなかったことが、訪日を間近かに控えたゴルバチョフ大統領にとって頭痛の種であった。ゴルバチョフ大統領訪日をめぐる日本側の政策決定は、外務省を中心に決定され最高政策決定者たる地位にあった海部首相は強力なイニシアチブを発揮しなかった。一方、ソ連側の場合は、民族運動が高揚しペレストロイカが行きづまり他方で保守派が巻き返しをはかるといった流動的で不安定な状況のなかで、一九九〇年秋ごろまでの段階では、対日政策重要事項は最終政策決定者としてのゴルバチョフが、ヤコブレフ、プリマコフ、シェワルナゼといった大統領会議所属の側近と協議しつつ、I M E M Oその他のソ連シンクタンクの助言等を考慮に入れながら、トップ・ダウン方式で決定していたと考えられている。コワレンコソ連共産党国際部副部長が対日政策決定に言わば「君臨」した時代と異なり、ソ連共産党中央委員会の影響力は次第に低下していった。

米国の新進気鋭のソ連学者アレクシリンチは、ヤコブレフがソ連シンクタンクとゴルバチョフ大統領を結ぶ役目を果たしていたと指摘しているが、¹⁹⁾ I M E M O の所長をヤコブレフ同様勤めたことのあるプリマコフも同種の役目を果たしていたと考えたい。ただし、ゴルバチョフ大統領と彼の側近およびシンクタンクは、制度的というよりむしろ人脈、すなわち、個人的なつながりによって結ばれていた、という点についてはリンチの指摘は恐らく正しいであろう。

ソ連外務省は五六年の日ソ共同宣言に規定された線を越えて対日譲歩することには、きわめて消極的であった。実務的な対日交渉は、ロガチョフ外務次官、パノフ太平洋・アジア諸国局長、チジョフ駐日大使らが担当したといつてよからう。ある説によれば、一九九〇年一月突如辞任したシェワルナゼ外相はソ連屈指のネゴシエーターではあったが、長期戦略立案やアジア政策はあまり得意ではなく、自らがグルジア人であったこともあって北方領土返還については非常に慎重であったとされる。なお、後任外相ベスマルトヌイフ元駐米大使の外交官としての力量は「新思考」外交推進に大きく貢献したとしてシェワルナゼから高い評価をえていたが、²⁰⁾ 新外相は「アメリカマフィア」(米国通)でアジア外交にはあまり知識がなかった。

九〇年一月三日のヤコブレフ発言によれば、ゴルバチョフ大統領の訪日準備のため大統領直属の訪日準備作業委員会が設置され、改革派のヤコブレフもそのメンバーに指名されたことであるが、一九九〇年一月二七日のソ連人民代議員大会で副大統領に選出され来日経験もあり、九一年八月のクーデターに関与しゴルバチョフに反旗を翻した保守派のヤナーエフ政治局員が、改革派のプリマコフに代わって同訪日準備作業グループの責任者となった。ヤナーエフ副大統領は二島返還を明記した一九五六年の日ソ共同宣言の存在を無視しないとの見解を示しながらも、ゴルバチョフ大統領がサンタクロースのように両ポケットに二島ずつ島を入れて日本にやってくると期待してはならない、北方領土問題は所詮ゴルバチョフ大統領の一回の訪日で解決できる問題ではないと述べ、日本側に牽制球を送った。²¹⁾ 対日政策決定プロセスに関連してさらに指摘すべきは、一九九〇年後半以後の軍部、K G B、軍産複合体とい

た保守派の巻き返しの影響をうけ、ゴルバチョフの政治姿勢が急速に右傾化した結果ソ連の対日政策決定に重要な役割を果たしてきたIEMOその他のシンクタンクの影響力に、かなりの陰りが見えてきたことである。²²また、一九九〇年末における大統領会議廃止ということもあって、そのメンバーであったヤコブレフやプリマコフが従来ソ連の対日政策決定に持っていた影響力も急激に落ちて行ったのである。

一九一年四月のゴルバチョフ大統領訪日直前、ソ連の対日政策決定にあたり逆に影響力を強めたのが、エリツィンのロシア共和国である。²³先に言及したように、ロシア共和国の人民代議員大会が九〇年六月、ロシア共和国領土の変更は国民投票で五〇パーセントの賛成を得られなければ無効となるとの規定を盛り込んだ主権宣言を採択した。この主権宣言採択は、北方領土問題を含むソ連の対日政策決定に関しゴルバチョフを大きく拘束することになる。ロシア共和国の八割以上が北方領土返還に反対といった情勢のなかで、ゴルバチョフ大統領が北方領土問題解決に向け大胆なイニシアチブを発揮することは事実上不可能になった。ゴルバチョフ大統領が東京に持ち込んだカバンのなかは、こうした北方領土返還反対というソ連の世論、とりわけフォードロフ知事のサハリン州を含むロシア共和国の民族感情が詰められていたのであった。

ちなみに指摘しておけば、一九九一年一月の中山外相訪ソ中の全ての会談にロシア共和国外務省当局者が出席したし、ゴルバチョフ大統領の訪日の際に調印された沿岸貿易協定のソ連側草案はソ連対外経済省とソ連外務省、ロシア共和国の対外経済関係省ならびに外務省が共同で立案し、日本側に手渡したとされる。また、『コムソモリスカヤ・プラウダ』によれば、ソ連邦とロシア共和国の外務当局の間でゴルバチョフ訪日の際の北方領土問題に関するソ連側の立場について合意がつけられた。その合意とは、(1)領土問題の存在を公式に認める、(2)北方領土は返還しない、(3)日ソ両国間における審議のための交渉メカニズムを早期に作り上げるというものであった。²⁴ゴルバチョフは軍部、KGB、軍産複合体といった保守派、種々のシンクタンク、訪日準備委員会、ロシア共和国世論その他種々のファクタ

1を念頭に入れながら、訪日にむけ苦しげに準備を進めて行ったのである。⁽²⁵⁾

一九一一年三月下旬、ゴルバチョフ大統領は自民党小沢幹事長とモスクワで会談し、来たるべき日ソ首脳会談をめぐる日本側の考え方に探りを入れたあと、⁽²⁶⁾ハバロフスク経由で四月一六日東京に到着した。一九九〇年一月のソ連軍バルト出動に証左されるソ連邦解体の危機が深まるなかでゴルバチョフ来日はやはり無理ではないか、東京に来るまえに失脚してしまうのではないかなど、様々な憶測が流布したが、そうした懸念を払拭するように約四〇〇人に及ぶ随員、同行記者団らを従えて来日したのである。ゴルバチョフ大統領は、来日五日前に開かれた訪日準備委員会（委員長ヤナーエフ副大統領）での会議の席上訪日を延期すべきだとの意見が大勢を占めたが、訪日は決定事項だからと主張し、東京行きに踏み切ったといわれる。⁽²⁷⁾帝政ロシア時代を含め北の隣国からの最高指導者の訪日は、今回が初めてであった点は改めてここで指摘するまでもない。

四月一六日から数次にわたり海部首相との間で集中的に首脳会談が持たれた。ゴルバチョフ海部会談の大半は日ソ平和条約締結の最大障害たる北方領土問題に費やされた。一九五六年の日ソ共同宣言で歯舞、色丹の返還は約束されているとして国後、択捉に対する日本の主権を認めさせ、北方領土問題解決のための突破口を開こうとした点に日本側の主要関心があった。そして、ソ連側が北方領土問題で対日譲歩をすれば、日本側は「拡大均衡論」に基づきソ連側に大規模な経済援助を開始する用意があるとしてゴルバチョフ大統領に政治的決断を迫ったのであるが、しかしながら、保守派および急進派双方から突き上げられ、いわば「死に体」の指導者ゴルバチョフは北方領土問題の存在を公式に認めたものの、一九五六年の日ソ共同宣言の効力の明示的再確認をしようとはせず、一九六〇年のグロムイコ書簡についてさえも明白に撤回することをかたく拒んだ。

一九九一年四月一八日深夜、日ソ共同声明が調印された。⁽²⁸⁾長年ソ連政府は北方領土問題は解決済みとの立場をとってきたが、海部IIゴルバチョフ会談の結果、北方四島に対する日本人のビザなし渡航の実現が盛り込まれた他、日ソ

間において齒舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属をめぐる北方領土問題が存在していることが始めて共同声明に明記された。が、過大評価は禁物であろう。北方四島が継続交渉の対象となるとの文言は、共同声明のなかにひとことも入っていないし、日ソ平和条約締結に向け日ソ両国の最高首脳レベルの定期的な相互訪問による政治対話の継続、および両国の間で平和条約締結のための作業を“加速化”させることなどがうたわれた点から証左されるように、北方領土問題の解決は先送りにされたからである。北方領土問題解決に向けての突破口は、ゴルバチョフ大統領自身訪日後の四月二六日にソ連最高会議で明らかにしたように開かれなかったのである。²⁹⁾ 経済・貿易の領域においては、「大均衡の原則」に則り両国間の実務関係を深化ならびに発展させるべきことを共同声明に盛り込み、また、太平洋経済協力会議（PECC）に対するソ連の加盟を我が国が支持することを始めて明言させた点は、ゴルバチョフ訪日の成果といえよう。なお、日本とロシア共和国の間の経済関係を発展させることも共同声明に明記された。軍事・安全保障について言えば、ソ連側が近い将来北方領土地域におけるソ連の軍事を一方的に削減する用意があることが明記された他、目立った前進はなかった。

日ソ共同声明と同時に一五に及ぶ実務的な文書が調印された。このなかで重要なのは、(1)ソ連の市場経済移行への技術支援協定、(2)チェルノブイリ原子力発電事故に関する医療協力覚書、(3)日ソ貿易・支払い協定（一九九一—一九五）年）であろう。かかる文書を通じて、日本はゴルバチョフ政権の標榜するペレストロイカ推進のため、「大均衡論」の枠組のなかで知的、技術的、人道的な援助を与えることを約束したのであった。

九一年一二月のソ連邦解体によりゴルバチョフ訪日の意義は薄らいだ感があるが、北方領土へのビザなし渡航、北方領土に配備された軍事力の削減、ロシア共和国と日本との間の貿易・経済協力推進などを盛り込んだ九〇年日ソ共同声明は、日露関係を考察する上で無視しがたい重要性を持つ。ソ連邦崩壊後に登場した「日露新時代」は九〇年日ソ共同声明のいわば延長線上にあるといっても、過言ではあるまい。

結 語

ゴルバチョフの対日政策の主要目標を整理すると、(1)北方領土問題における対日コミットメントあるいは譲歩を最小限に押えながら、可能な限り経済・金融・知的・人道的援助を日本側から引き出す、(2)躍進目覚しいアジア太平洋地域の経済圏参入のため同地域のリーダーとしての日本の支持を勝ち得る、(3)我が国における対ソ不信感(軍事的脅威を含む)の除去、(4)経済大国日本の軍事大国化阻止があげられる。この四大目標のうち最重要目標が(1)であったことは、若干註釈が必要であるが、改めて指摘するまでもなからう。ゴルバチョフの「新思考」外交が政権発足以来九一年の訪日まで、かかる対日目標をめぐりいかなる成果を収めたか今一度総合的に分析・評価し、本稿を閉じることしたい。

先ず、対日目標(1)と(2)を便宜上一括して検討すれば、一九八九年九月のゴルバチョフ来日発表以後訪日を確実に実現させるための好ましい雰囲気づくりの一環として、遅滞しながら日本が緊急食料援助や医療品援助を開始したり、またベレストロイカを軌道に乗せるために必要な経済・経営ノウハウを提供するようになったり、ソ連の経済調査団の来日を許可するようになった点は、ゴルバチョフ対日「新思考」外交の成果といえるであろう。また、ゴルバチョフ大統領訪日時にベレストロイカ支援のための協定が結ばれたことやP E C Cへのソ連加盟を日本が支持したこと(但し、アジア開発銀行へのソ連加盟に対しては支持しておらず)は評価してよい。

しかしながら、北方領土問題未解決のため、世界最大の債権国日本が大規模な経済援助に乗り出そうとしなかったことや、日ソ長期経済協力協定が締結されなかった点はここで指摘しておかねばならない。日本の対ソ支援は、基本的に知的・人道的援助に留まったのである。ゴルバチョフのソ連は合弁企業の設立を呼び掛けたり、環日本海経済圏構想を提唱したりもしているが、財界の反応は鈍かった。いわゆる西側先進国のうちで日本は対ソ支援に最も消極的

であった。日本が対ソ協力に消極的なのは、北方領土問題の存在の他、ソ連の支払い能力の欠如、ルーブルの非交換性、ペレストロイカのソ連における責任および所有権の混乱、日ソ貿易における相互補完性の欠落、経済市場としての魅力の欠落などがあげられよう。

第三対日目標の我が国における対ソ不信感（軍事的脅威）の除去について言及すれば、九〇年七月のヒューストン＝サミットから帰国した海部首相の指示により『防衛白書』から「極東ソ連軍の」潜在的脅威」という表現が一〇年ぶりに消えた。この処置は東西間の緊張緩和の進展と九一年春に予定されたゴルバチョフの訪日に向け日ソ関係改善の環境作りに配慮した政治的判断の結果である。緊張緩和の進む欧州情勢とは異なり、オホーツク海ならびに北方領土周辺地域においては量的にはともかく質的なソ連軍増強は続いたのであるが、九〇年九月のシェワルナゼ外相訪日の際、ソ連側が提唱したアジア安保には冷淡な反応を示したものの、ソ連が提唱する信頼醸成措置（CBM）の構築については日本側が協議に応じるとの姿勢を消極的ながら示し外務省局長レベルの政策企画協議設立に合意したことは、ゴルバチョフ対日「新思考」外交の一応の成果であると考えて良い。

軍事力にもを言わせ高圧的な外交を展開したブレジネフ時代とは異なり、微笑外交を展開したゴルバチョフのソ連であったが、六二パーセントの日本人が依然としてソ連軍に脅威感を覚えているとの数字（朝日新聞全国世論調査、九〇年一〇月二二日発表）が雄弁に物語っているように、ソ連の軍事的脅威に対する日本人のパーセプションは大きく好転しなかった。また、同年六月二〇日公表された読売新聞世論調査では、ソ連を信用できると答えた人は三・五パーセントと非常に低かった。九一年訪日直前、ゴルバチョフ大統領はハバロフスクの日本人抑留者の墓地に立ち寄り哀悼（Соболевание）を表明したり、シベリア抑留者死亡者名簿を東京で日本側に手交したり、皇室に接近して会談を持ったりしたが、日ソ中立条約を一方的に破棄して日本に参戦し、日本からさまざまな領土を奪い、また第二次大戦終結後多数の邦人を不法にシベリアで抑留し強制労働につかせたソ連に対する日本人の不信感は、ゴルバチョフ訪

日当時相当根強かつたように思われる。なお、日本人の対ソ脅威感について敷衍しておけば、九一年八月クーデター失敗、連邦制崩壊の流れのなかで急速に減退して行ったと考察して良いであろう。

最後に、第四対日目標の日本の軍事大国化阻止について言及すれば、ゴルバチョフのソ連は日本の軍事大国化の歯止めとして日本国憲法第九条、非核三原則を高く評価していた。日本国憲法第九条および非核三原則を日本に遵守させるため、ソ連側は社会党始め各野党の果たす役割や日本国民の平和主義に期待を寄せていた。³⁰この点は歴代ソ連政府と変わらない。

日米安保条約について言えば、米国のソ連研究の重鎮ジェリー・ハフ教授が『フォーリン・アフェアーズ』のなかで正しく指摘しているように、³¹グロムイコ外相時代でさえ日本の軍事大国化や核武装化を阻止するメカニズムとして、ソ連は日米安保条約を容認していたし、日米安保条約が日本の軍事大国化を阻止しているとの認識は、実は長い間、米ソ両国によって共有されたのであるが、ゴルバチョフ時代になると、既に分析したようにソ連は日米安保体制を公に容認するとの態度を打ち出すようになった。この安保条約容認の背後には、日米安保体制が北東アジア太平洋地域の平和と安定ならびに日本の軍事大国化阻止の役割を果たしているといった現実主義的な認識が存在している。ゴルバチョフは八八年九月のクラスノヤルスク演説において「日本人は、現代世界において、軍国主義に依拠せずに大国の地位を達成したように思われる」と述べた。ゴルバチョフの政策が効果を発揮して日本が軍事大国化しないわけではなかったが、日本の軍事大国化阻止に対するソ連の願いは、おおむねかなえられたと言って良からう。とはいえ、アジア太平洋地域における軍縮を狙ったゴルバチョフのアジア安保構想については、同地域において海軍力で優位に立つ米国の力をそぐことを狙い、日米安保体制をも揺るがしかねないと考え、日本側が否定的な反応より示さなかった点は付記しておくべきであろう。

二一世紀が到来するまでの残りの一〇年間を新たな関係構築のため力をつくそうではないかとのシェワルナゼ外相

の呼び掛けが示唆しているように、ソ連政府は日ソ平和条約締結を急いではいなかったし、ソ連のシンクタンクに所属する学者などが北方領土問題解決のため種々のプロポーザルを行なったにもかかわらず、北方領土問題で実質的に対日譲歩しようと考えてはいなかった。⁽³²⁾ ゴルバチョフ大統領が日本から大規模の経済援助を引き出すことができなかったことをとらえ、訪日は完全なる失敗と評価する傾向が強いが、北方領土問題で対日譲歩はしないとの方針のもとで日ソ首脳会談に望んだゴルバチョフ大統領は、大掛かりな経済援助を「拡大均衡論」を標榜する日本政府から確実に引き出せると思っただけではあるまい。要するに、東京会談に臨んだ際の対ソ経済支援問題をめぐるゴルバチョフ大統領の期待値は実際はかなり低かったと考えるべきで、同大統領にとっては日ソ首脳会談の成果はほぼ予想通りのものであったと分析すべきではあるまいか。⁽³⁴⁾

ゴルバチョフの「新思考」外交は、アジアにおいて中ソ正常化を実現し、朝鮮半島では劇的な韓ソ国交樹立をもたらした。だが、日ソ関係の領域では一九八〇年代に比べ確かに好転があったものの、質的改善はついに図られず、冷戦の残滓としての北方領土問題は未解決のままのこった。世界情勢が激変するなかで、日ソ関係は正しく置き去りにされたのである。⁽³⁵⁾

- (1) 同様の見方はワシントン大学のエルソン教授もしている。Herbert J. Ellison, *The Soviet Union and Northeast Asia* (New York: University Press of America, 1989), p. 30. なお、サンフランシスコ平和条約をめぐるスターリンの対日政策については、拙稿「占領期におけるソ連の対日政策」、『ソ連研究』一九八八年四月号、一四二—一四八ページを参照されたい。また、一九五〇年代中葉の日ソ国交正常化交渉からゴルバチョフ政権発足に至るソ連の対日政策については、例えば、Г. И. Кутаков, «Москва-Токио», Москва: Международные отношения, 1988 を見よ。

(2) 『朝日新聞』一九八八年二月二十四日。

(3) И. А. Латышев, «СССР и Япония», Москва: Главная редакция восточной литературы, 1987, с. 395.

(4) ウラジオノストク演説「ごごご」『Правда』, 1986. 7. 29. を、また『ムルデカ』紙インタヴューについては、『Current Digest of Soviet Press』, 3: 29 (August 19, 1987) をそれぞれ参照。

- (5) «Международной жизни», 1988, № 7, с. 140-155.
- (6) «Правда», 1988, 9. 18.
- (7) 『日本経済新聞』一九八八年一月六日。
- (8) 『北海道新聞』一九八八年二月二日。
- (9) 『朝日新聞』一九八九年五月四日。
- (10) 拙稿『フルシチョフの対日正常化外交』上、『外交時報』一九八九年四月号、四五〜五七。なお、一九五六年の日ソ国交正常化をめぐる日本政府における政策決定については、Mokohide Saito, "The Highly Crucial Decision Making Model and the 1956 Soviet-Japanese Normalization of Relations," *Acta Slavica Fennica* (Hokkaido University), Tomus IX, 1991, pp. 146-159 を参照された。
- (11) サルキンソとのインタヴュー。一九八九年一〇月十五日。
- (12) 『朝日新聞』（夕刊）一九八九年五月六日。
- (13) 『R P ソ連ニュース』一九八九年一〇月六日。
- (14) *Novoe vremia* (№. 48, 1989), pp. 10-11. なお、「政経分離の原則」に立脚して日ソ経済交流推進を希求するソ連は、「政経不可分の原則」を唱える日本外務省を日ソ関係を阻害するものとして批判を当時浴びせたが、我が国の外務省を分析した優れた書物として、ソ連外務省ハノフ太平洋・アジア局長の手による研究がある。A. H. Панов, «Японская Дипломатическая служба», Москва: Международные отношения, 1988.
- (15) 『読売新聞』一九九〇年二月一日。
- (16) Scott Atkinson, "The USSR and the Pacific," *Asian Survey* (July 1990), p. 63. ソ連側が韓ソ国交樹立を急いだ背後には、ソ連経済の悪化という要因が大きく作用していた。これについては、小針進「韓国の北方政策とソ連」、『東亜』一九九一年七月号、三三〜三六頁参照。
- (17) なお、日米安保条約改定交渉に米国が同意をあたえる直前の一九五八年六月、中国情勢に精通したフェドレンコを駐日大使に任命したことがある。拙稿「日ソ関係の軌跡」、小此木政夫、赤木完爾共編『冷戦期の国際政治』慶應通信、一九八七年、三二〜三六頁。
- (18) 中山ニシエフルナゼ会議の内容などについては、例えば、「Известия», 1990, 9. 7.
- (19) Allen Lynch, *Gorbachev's International Outlook* (New York: Institute for East-West Security Studies, 1989), p. 54.

- (20) 『ノーボスチ通信』一九九一年一月二二日。
- (21) 『日本経済新聞』一九九〇年二月二八日。なお、八月クーデターについては、Martin Sixsmith, *Moscow Coup* (London: Simon & Schuster, 1991) 参照。
- (22) 『北海道新聞』一九九一年二月一日。
- (23) 北方領土問題をめぐるエリツィンのいわゆる五段階返還方式に関しては、例えば、*Novoe vremia* (№. 6, 1990), pp. 20-21 を見られたい。なお、ソ連の軍部は一九五六年日ソ共同宣言に明記された二島返還については、必ずしも反対の立場をとっていなかった。例えば、『Известия』, 1991. 3. 7. 所収のアンロモーエフ大統領顧問・元参謀本部総隊長発言参照。また、『ホルムチ』ソ連軍部の関係でいこうとすれば、例えば、Paula J. Dobriansky and David B. Rivin, Jr., "Does they Soviet Militar Oppose Perestroika," *Orbis* (Spring 1991), pp. 163-178 を参照せよ。
- (24) 『Комсомольская Правда』, 1991. 4. 25.
- (25) 『Известия』, 1991. 4. 27.
- (26) 日ソ関係改善に関する小沢幹事長の考え方については、『Правда』, 1991. 4. 9. また、一九九一年初頭頃から盛んに噂された日本による北方領土買収とソ連側反応については、『*Novoe vremia* (№. 7 1991), pp. 26-27.
- (27) 『読売新聞』一九九一年四月二三日。
- (28) 日ソ共同声明全文でいこうとすれば、『Известия』, 1991. 4. 19.
- (29) 『Известия』, 1991. 4. 27.
- (30) 『СССР и Япония』, указ. соч., с. 403-404.
- (31) Jerry Hough, "Gorbachev's Strategy," *Foreign Affairs* (Fall 1985), pp. 45-46.
- (32) 『Известия』, 1990. 9. 7.
- (33) 北方領土問題解決のためソ連側から打ち上げられた様々なプロポーザルについては、木村汎「ゴルバチョフの対日政策」、『ソ連研究』一九九一年四月号、六六―七二頁、ハイジ参照。
- (34) なお、訪日をめぐるホルムチョフ大統領自身による評価については、『Известия』, 1991. 4. 27. 仏紙 *Le Monde* のホルムチョフ訪日をめぐる興味深い記事を掲載しよう。『*Le Monde*, 20 avril, 1991.
- (35) Rajan Menon, "Gorbachev's Japan Policy," *Survival* (March/April 1991), p. 58.